

番号	1
項目	昨年５月に発生した大阪港湾局職員による部落差別発言事件をはじめ、不動産事業者による行政窓口への同和地区かどうかの照会、区役所の意見箱への差別的投書など、部落差別を含む人権侵害事象が引き続き発生している。これらの事案に対して、大阪市として実態を正確に把握し、なぜそのような行為が行われたのか、背景や原因追及を含めた事実確認を徹底することを強く求める
(回答) 大阪市内で発生した差別事象につきましては、当該差別の行為者が判明している場合は、差別が発覚した所属において、なぜそのような言動に至ったのか等、背景や動機を行為者から聴き取り、差別性を認識してもらえよう丁寧な説明をし、差別意識を変えるようアプローチをすることとしています。 令和６（２０２４）年に発覚した大阪港湾局職員による差別発言など、職員による差別行為はあってはならないことであり、当該職員から差別発言に至った詳細な聴き取りと指導啓発を行い、また、市長から全所属長に対し訓示を行ってまいりました。 不動産事業者による差別行為等については、正確な実態把握ができるよう、引き続き大阪府等の関係機関と連携してまいります。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：０６－６５３２－７６３１

番号	2
項目	大阪市が把握している部落差別事象の件数および具体的な内容を明らかにするとともに、市内（各区分）で受け付けている人権相談の件数および主な相談内容についても開示することを求める。 あわせて、相談を通じて把握された課題の内容と、それらがどの程度解決に至ったのか、その件数と対応状況についても明らかにすることを求める。
(回答) 大阪市が把握している部落差別事象の件数は、令和4(2022)年度 15 件、令和5(2023)年度 25 件、令和6(2024)年度8件です。令和6(2024)年度の差別事象の内訳は、投書が5件、窓口等での問い合わせや発言が2件、インターネットが1件となっています。 事象内容は、同和地域の識別情報や地区、地区住民または出身者を蔑む表現となっています。 また、同和問題に関する人権相談の受付件数は令和4(2022)年度 15 件、令和5(2023)年度 25 件、令和6(2024)年度 12 件(うち人権啓発・相談センター9件、大正区1件、天王寺1件、東淀川区1件)となっています。相談内容は、秘密厳守で相談をお受けしていることから、具体的な内容の詳細を開示することはできませんが、「結婚に際し、自身や相手方の出身地が同和地区であること」や「インターネットに掲載されている識別情報」等の相談が寄せられており、相談者の悩みに寄り添いつつ、丁寧な対応に努めております。 なお、ご相談いただいた方への事後確認が困難なため解決に至った件数等は把握しておりませんが、必要に応じて再相談につながるよう案内をしているところです。	
当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	3
項目	2000 年の「同和問題の解決に向けた実態等調査（以下「実態調査」）では、生活・教育・就労などにおける課題や結婚差別の実態などがあきらかになり、実態調査をふまえ今日までの部落問題解決に大阪市としてとりくまれてきたと思われるが、当時から現在まで部落地域の実態がどのように変化したのかという評価が必要ではないか、そのためにも部落の実態調査について検討されたい。また、本年は市民を対象とした人権問題に関する意識調査の実施年にあたるが、具体的な実施内容を明らかにされるとともに調査項目の策定にあたっては、経年比較等が可能となるよう配慮されたい。さらには同和問題に関する有識者会議や人権推進審議会などの関係機関、ならびに同和問題に携わる専門家の意見を反映させることを求める。そして、市民意識調査同様に大阪市職員への意識調査についても実施されたい。
（回答） 本市では、同和問題の解決に向け、「同和対策事業特別措置法」に基づく同和対策事業を実施し、対象地域における生活環境の改善を図り、平成 14（2002）年 3 月末の法失効後は、平成 13（2001）年 10 月の大阪市同和対策推進協議会の意見具申を踏まえ、啓発や教育、就労などの残された課題の解決に向けて、一般施策によって対応することとしており、その施策の効果検証は、手法は異なるものの、それぞれの施策において行われていると考えています。 人権問題に関する市民意識調査については、人権が尊重されるまちの実現に向けて、市民の参画を得ながら施策を進めていくことを推進体制の柱の一つとしており、5 年ごとの調査により、市民の人権に関する意識の動向や変化を把握し、本市人権行政推進のための基礎資料としております。 今年度を実施する市民意識調査の具体的な実施内容については、本市ホームページ（令和 7 年度 人権問題に関する市民意識調査）で公開しており、そのための調査票策定にあたっては、近年の社会状況の変化を踏まえつつ、過去の調査との経年比較等が可能となるよう精査を行ったところです。 調査票の策定作業においては、昨年 7 月に「大阪市人権行政推進審議会」及び「大阪市同和問題に関する有識者会議」からいただいたご意見も踏まえて、同和問題をはじめとする人権問題に精通した有識者 3 名で構成された実施検討会議でご議論をいただきました。 同和問題に関しては、これまでの「差別的な言動に接した経験」に関する質問に加え、「そのとき、どのように思ったか。」という質問を追加したり、「同和問題にかかわる考え方」に関する設問について交流の観点で回答項目に追加したりするなど、検討会議での議論の結果を反映させたものとなっております。 これらのほか、設問文等が回答者にとってわかりやすいものか、表現や表記が統一されているかといった観点での見直しなどを行いました。	

また、今年度から、より効果的な人権研修に資するよう、職員の人権問題に対する意識を把握するため、「思想及び良心の自由」に配慮のうえ、多くの回収が見込める全職員が受講する研修時のアンケート形式で実施することとしました。

項目については、同様のアンケートを実施している大阪府のアンケートや「大阪市同和問題に関する有識者会議」のご意見を踏まえ、作成しています。

担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課	電話：06－6208－7619・7613
----	----------------------	----------------------

番号	5
項目	大阪市人権啓発推進員について、各区の町会で数名の推進員が任命され従事されているとおもわれるが、選任された人権啓発推進員のなかには区役所での連絡会において、「人権啓発推進員は必要なのか」「在日や部落の差別が今はないのでは」という声があった。人権啓発推進員の立場として、人権についての認識に欠けるとおもわれる発言であるが大阪市としての見解を示されたい。また、大阪市人権啓発推進員は充て職になっていないか、人権啓発推進員として、人権感覚が育まれることと、地域に人権啓発が展開されるしくみを構築されたい。
(回答) 大阪市人権啓発推進員は、各区において地域に根ざした人権施策の推進を図るため、区長が選考した市民の方々を大阪市長が委嘱しており、現在約 650 名の市民が活動しています。 主な業務といたしましては、大阪市が行う人権啓発事業の運営その他市民に対する人権啓発に関する業務、地域で生じた人権に関する問題や、市民からの人権に関する相談を区役所その他の関係機関の相談窓口等へ取り次ぐ業務、その他人権啓発に関し区長が必要と認める業務となっています。 人権啓発推進員として就任された際には、推進員としての役割を理解いただくための説明文書を送付するとともに、「新任研修」や「情報共有研修」、「全体研修」、「リーダー養成研修」を開催し、年間を通じて推進員の知識や人権意識を向上させる取組を行っていますが、ご懸念の点を踏まえ、差別の現状等の説明を研修内容に取り入れる等、人権問題の正しい理解に向け取り組んでまいります。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	6
項目	示現舎や神奈川県人権啓発センター名義のアカウント、YouTube・X（旧 Twitter）・個人サイト等において、同和地区の識別情報を摘示する鳥取ループをはじめ、同和地区を晒すネットユーザーが増加している。2018 年 12 月の法務省依命通知では、ネット上の同和地区に関する識別情報の摘示は、それ自体が人権侵害のおそれが高く、違法性がある行為であり、目的の如何を問わず削除要請の対象となるとの考えが示されている。さらに、2023 年 6 月 28 日の「全国部落調査」復刻版出版事件に関する東京高等裁判所判決では、示現舎に対し、被差別部落地名リストの出版禁止およびネット上の削除を命じており、2024 年 12 月には審理が結審している。これらを踏まえ、大阪市として、拡散が続くネット上の差別情報に対し、啓発・相談体制の強化、実態把握、関連機関との連携を進める取組を求める。
(回答) インターネット上の差別的な書込み等のうち市内の特定の地域が 同和地区である（又はあった）と指摘する、いわゆる識別情報の摘示に該当するものについては、これまでも法務局長あてに削除要請の依頼を行っており、さらに、令和 7 (2025)年 8 月からは、人権侵害の拡散防止を図る観点から、これまで市民等からの情報提供により行ってきた対応に加え、インターネット上の摘示情報を積極的に探知するモニタリングを実施してきました。 また、差別のない、人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様と協働して取組を進めており、偏見に基づく差別が生じることがないように、投稿等により被害者や加害者にならないために、ホームページや SNS、人権だよりの発行等を通じ、より一層啓発に取り組んでまいります。 相談体制の強化につきましては、専門相談員に「インターネットにおける人権課題」を含めた時宜を得た研修を受講させるとともに、令和 5 (2023)年 6 月からは、人権啓発・相談センターに寄せられた相談内容を確認したうえで、より高度で専門的な助言が必要であると認められた場合には、インターネット上のトラブル等に精通した弁護士の相談を受けていただくことができよう体制を強化してまいりました。 今後とも、あらゆる差別を許さないという理念のもと、啓発活動・相談体制の充実について、より一層取り組んでまいります。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	9
項目	「インターネット上の差別書込み」に対するモニタリング（監視）について、大阪市では本年度8月より実施しているが、その結果について、現時点で市として具体的な情報が公表されていない。とくに、同和地区を対象とした部落の識別情報の摘示は、重大な人権侵害に直結する問題であり、その件数や対応状況を明らかにすることは、市の人権施策の透明性を確保するうえでも不可欠である。ついては大阪市に対し、 ①これまでに確認された部落の識別情報の摘示件数、 ②削除要請を行った件数およびその結果、 ③その他把握している差別書込みの概要、 など、モニタリングによって得られた情報を明示することを求める。
（回答） 令和7(2025)年8月から実施しているモニタリングにより、同和地区の識別情報の摘示であると確認したものは、昨年12月末時点で42件となっており、法務局に削除要請の依頼を行った件数も同数となっています。 なお、識別情報以外の同和地区に関する差別的表現と思慮される情報については、大阪府に対し、府条例に基づく適切な対応について依頼しているところです。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	10
項目	本年4月より「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、誹謗中傷の投稿に対して削除請求があった場合、プラットフォーム事業者は7日以内に対応の可否を判断し、その結果を請求者に通知する義務が課されることとなった。また、大規模なプラットフォーム事業者については、削除基準の公表および削除対応状況の公表が義務付けられている。このような法制度の施行を踏まえ、市においても法の趣旨を市民に対して徹底的に周知・啓発するとともに、誹謗中傷に関する相談が市民から寄せられた場合には、市民による削除請求の支援に加え、市としても削除請求を行うことができないか検討されたい。 また、インターネット上における差別的書き込みが増加している現状を踏まえ、市民への通報方法を周知することは、差別の抑止や間接的なモニタリングにつながる有効な手段である。 過去には、差別的な落書きが多発した際に、市政だよりや区の広報紙、公共施設（特にトイレなど）を活用し、発見時の連絡先を掲載した記事やステッカー等による広報が行われた経緯がある。 こうした取り組みを参考に、インターネット上の差別的書き込みに対しても、大阪市ホームページの情報発信にとどまらず、より踏み込んだ広報活動が求められる。差別落書きへの対応を上回る広報の実施について、大阪市としての見解を示されたい。
(回答) 情報流通プラットフォーム対処法においては、自己の権利を侵害されたとする者によるプラットフォーム事業者等に対する削除要請や、発信者情報の開示請求について定められており、本市においても、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害が社会的な問題となっている状況を踏まえ、令和5（2023）年6月から専門相談員による解決に向けたアドバイスに加え、必要に応じて弁護士による相談を受けていただき、法的な観点からの助言を受けていただけることとしています。 同法によるプラットフォーム事業者等への人権侵害情報の削除依頼の方法等については、法務局が相談窓口を設けていることから、引き続き適切に連携し支援してまいります。 また、これまでも、人権啓発・相談センターにおけるインターネットに関する人権相談やプラットフォーム事業者等への削除要請、発信者情報の開示請求については人権だよりや本市ホームページに掲載する等により周知を行ってきたところですが、より積極的に周知を行ってまいります。 インターネット上の人権侵害については大きな社会問題となっており、「インターネット上での人権侵害」についての市民啓発動画を作成し1月26日からホームページで周知を行うとともに、3月発行の人権だより「KOKORO ねっと」にも関連記事を掲載する予定です。 今後もインターネットの利用により被害にあわないため、また加害者にならないため、様々な機会を捉え、市民周知を行ってまいります。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	11
項目	近年、行政書士による戸籍の不正取得事案が発生している。これは個人の重大な権利侵害であり、差別的目的による身元調査やプライバシー侵害につながるおそれがある重大な問題である。このような不正取得を防止するために、大阪市としてどのような対策を講じているのか、具体的に示されたい。あわせて、不正取得が発覚した場合における市の対応方針、関係機関との連携、再発防止策についても示されたい。
(回答) 標記の不正取得事件については、近年、栃木県の行政書士からの不正な請求が行われていた事案をはじめとして、証明書の不正取得や職務上請求書の不適正使用に関する事案が相次いで発生したところです。 不正取得はあってはならない事案であり、不正な取得を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図るよう、より一層、取り組んでいくことが重要と考えており、事案の発生を受け、再発防止に向けて、大阪府行政書士会とも確認をしたところです。 戸籍等不正取得事件に対しては、引き続き、大阪府等関係機関と連携を図るとともに、事案が発生した際には、令和6（2024）年12月に改正した「住民票の写し等の不正請求にかかる被取得者への告知事務取扱要領」に基づき、交付請求者に対する証明書の返還要請や、被取得者へ不正取得に関する情報の告知などの対応を行い、真相究明及び不正取得防止に向けて取り組むとともに、不正取得の抑止力となる本人通知制度について、より多くの方に知っていただけるよう、一層の広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06－4305－7345

番号	12
項目	戸籍の不正取得が判明した場合には、当該区の人権担当部署等と連携し、被害告知に際しては、事前に当該区の人権担当に情報を共有することが重要である。 また、被害者が区に相談に来訪した場合において、区の人権担当が適切に対応できるよう、必要な情報共有と体制整備が求められる。こうした対応が確実に行われるよう、大阪市として「被害告知の実施要領」に、区の人権担当との連携および情報共有の在り方について明記されたい。
(回答) 「住民票の写し等の不正取得にかかる被取得者への告知事務取扱要領」に基づく告知を受けた被取得者から、当該不正取得に関連して人権侵害等の問題について相談があった場合に、関係部署等が連携して対応することは重要です。 各区役所には人権相談窓口を設置しており、戸籍等の不正取得に関連する人権侵害等を含め、人権に関する相談が寄せられた場合は、相談内容に応じ関係機関と連携するとともに、引き続き相談者に寄り添った適切な対応を行ってまいります。 被害告知に際して、事前に当該区の人権担当に情報を共有することは、個人情報の利用の観点において慎重な検討が必要です。今後、大阪府の見解や他の自治体の動向等を確認してまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06－4305－7345 市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番号	13
項目	本人登録型通知制度について、区ごとの登録状況を明らかにされたい。
(回答) 令和7(2025)年9月30日現在で、大阪市全体の本人通知制度の登録者数は8,233人です。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06－4305－7345

番号	14
項目	「市政だより」「区政だより」を活用し登録型本人通知制度を周知されたい。また、区役所の戸籍住民票取扱い窓口の掲示板を活用した登録型本人通知制度の紹介と登録勧奨をされたい。
(回答) 本人通知制度について、より多くの方に知っていただくよう周知することは本市としても非常に重要なものと考えております。 直近の取組では、広報の訴求力を高めることを特に重視し、手続きの手軽さや制度のメリットを伝えられるよう広報の内容や広報物を刷新しました。 広報紙の掲載については、令和7(2025)年度は、12月号までに19区において区広報紙へ記事掲載を行っており、一部の区では、広報紙の欄外の部分を活用して複数月にわたり連続した記事掲載を行うなど、目に触れる機会を増やすよう工夫し、取り組んでいます。 また、窓口においては、本人通知制度の周知用ポスターについて、より制度を身近に感じていただけるようキャッチフレーズやイラストを入れるなどデザインを刷新して掲出することや、案内チラシの配架、証明書等を持ち帰る際に利用する窓口用封筒への掲載や、マイナンバーカード交付時に配付するリーフレットに制度案内を掲載するなど、多くの方に手に取ってもらえる媒体を利用して、周知に取り組んでいます。 本人通知制度の周知について、引き続き、積極的に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 電話：06－4305－7345

番号	15
項目	大阪市人権啓発相談センターや各区役所等における人権相談について、市民が気軽に相談できること、また窓口が分かり易いのか状況を示されたい。また、相談を受ける機関について、民間の隣保館は人権相談を受ける体制づくりができていますが、市民が相談に来る機会が多い地域包括支援センターや社会福祉協議会などの施設・相談機関においても人権相談が受けられるような体制整備を構築されたい。また、各機関において、生活・福祉・就労などの相談等から人権相談に関わる内容をキャッチできるよう、職員への人権研修を促されたい。
(回答) 大阪市人権啓発・相談センター及び各区役所の人権相談窓口は、ＨＰや区広報紙等において、人案内を掲載しています。 区役所の人権相談窓口の案内・周知に関しては、全区共通で、「庁舎での案内として、庁舎案内板およびフロア案内表示、窓口・カウンターに表示すること」、「区民への周知として区ホームページへの記事掲載および広報紙への記事掲載を行うこと」を取り決めています。 また、本市では15の相談機関で構成する「大阪市人権相談ネットワーク専門相談機関連絡会」を設置しており、人権相談窓口において、解決のための具体的手段が要請される場合や、より専門的な知識やノウハウが必要な場合、市民のニーズに対応する的確な機関へ円滑に紹介・取り次ぎを行うとともに、連絡会の構成相談機関である「大阪市域内各地域包括支援センター」や「大阪市こども相談センター」、「大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館」「母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館」「大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター」等に寄せられる相談についても、事案に応じ人権啓発・相談センターを紹介いただく等、相互連携を図ることとしています。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06－6532－7631

番 号	16
項 目	大阪港湾局の部落差別発言事件を踏まえ、港湾局の職員研修の強化をはじめ、職員の意識調査を実施したうえでの研修計画をたてること、さらにフィールドワーク等による当事者の声を聴く研修を盛り込むよう求める。
(回答) この度の当局職員による差別発言につきましては、率先して人権行政を推進していく立場にある公務員としてあるまじき行為で到底見過ごすことはできない問題であると認識しており、深くお詫び申し上げます。 大阪港湾局においては、昨年度、全職員を対象とした独自研修として、市民局が実施した過去3年分の所属別人権問題研修をEラーニング形式で実施するとともに、集合研修においては、「部落問題の基本的理解」、「人権と自分との関わり」、「安心・安全な職場環境づくりに向けて」の3点の内容を中心に講師に講演いただきました。 研修実施後のアンケート結果等を踏まえ、今年度については、課長、課長代理を対象に、ワークショップ型研修を実施します。実施方法については、同和問題に関わる「安心・安全な職場環境づくり」を中心とした研修内容として、講師の話を聞くだけでなく、自らが意見を主体的に参加するグループワークを取り入れ、気づきを促しつつ、より理解を深めることができる研修を実施する予定です。 加えて、係長級以下全職員を対象に、各課内での共有及び意見交換会を実施します。実施方法としては、ワークショップ型研修を受講した職員が、学んだ内容を課内の全職員に伝えるのと同時に、ファシリテーターとして、その内容を深掘りし、「安心・安全な職場環境づくり」についてどういうところに気を付けたらいいのか等、課内での意見交換を実施する予定です。 来年度以降も引き続き、今後取り上げるべき研修内容を精査し、局独自研修を継続実施のうえ、人権意識の醸成に繋げてまいりたいと考えております。 昨年度に発覚した大阪港湾局職員による差別発言事象を受け、市長から職員の人権研修について、より実効性を高める取組を検討するよう指示があり、職員人権研修について、この間、大きく見直しを図ってまいりました。また、今後、より効果的な人権研修を計画・実施ができるよう、全職員を対象とした「同和問題（部落差別）」に関する研修において、アンケート形式によりその意識を把握する予定としています。 本市では、令和4（2022）年度から様々な人権課題について、当事者からの話を聴き、職員自身が身近な問題として理解することができるよう、各所属の課長代理級以上職員を対象に、フィールドワーク研修を実施しております。また、本事象において課題となったマイクロアグレッション等が生じた際の職員間の注意喚起や適正な職場環境づくり、差別が発覚した際に適切に行動	

できる職員の育成が肝要であることから、今年度はフィールドワーク研修の受講者数を拡大してまいりました。

職員人権研修については、人権施策推進審議会等の外部有識者の意見をお聴きしながら、不断に見直しを検討してまいります。

担当

大阪港湾局 総務部 総務課（人事・港湾再編） 電話：06-6615-7707

市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	17
項目	24区の人権窓口を示されるとともに、当該区で発生した差別事件に対応するための人権研修状況についてあきらかにされたい。

(回答)

各区の人権相談等の窓口は次のとおり。

なお、差別事件に対応するための人権研修については、本市職員による部落差別行為の発覚を受け、令和2(2020)年度以降、「同和問題（部落差別）」についての研修を市民局が企画し、全職員を対象に実施してきました。

差別事象を発覚した際に、職員が適切な対応ができるよう、当該研修に盛り込むとともに、本市において作成している「差別事象対応マニュアル」について、大阪市人権行政推進本部幹事会等の機会を捉えて周知しています。

各区人権相談等窓口一覧

区名	人権相談等窓口	電話番号
北区	子育て・教育課	06-6313-9743
都島区	まちづくり推進課	06-6882-9734
福島区	市民協働課	06-6464-9743
此花区	地域サポート課	06-6466-9504
中央区	市民協働課	06-6267-9743
西区	総務課教育グループ	06-6532-9743
港区	協働まちづくり推進課	06-6576-9975
大正区	地域協働課	06-4394-9743
天王寺区	市民協働課	06-6774-9743
浪速区	市民協働課	06-6647-9743
西淀川区	地域支援課	06-6478-9743
淀川区	市民協働課	06-6308-9734
東淀川区	地域課	06-4809-9734
東成区	市民協働課	06-6977-9005
生野区	地域まちづくり課	06-6715-9920
旭区	地域課	06-6957-9734
城東区	市民協働課	06-6930-9093
鶴見区	市民協働課	06-6915-9734
阿倍野区	市民協働課	06-6622-9893

住之江区	協働まちづくり課	06-6682-9983
住吉区	教育文化課	06-6694-9989
東住吉区	区民企画課	06-4399-9970
平野区	安全安心まちづくり課	06-4302-9734
西成区	市民協働課	06-6659-9734
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631	

番号	18
項目	本年1月に大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表が報道発表なされたが、公表となった事案は2016年に申し出があった案件であり、法律的な観点も踏まえ審査には時間が要することは一定理解できるが、公表されるまでに5年以上かかっており、本条例の効力が十分に活かされていないとおもわれる。本条例が効果的に発揮されるよう、審査時間を短縮することなど運用方法について検討されたい。
(回答) ヘイトスピーチ審査会での調査審議に当たっては、表現の自由等憲法が保障する自由・権利について、手続面も含め十分配慮し慎重な調査審議が必要であるものの、これまでの調査審議を通じて得られた知見、ノウハウや判断事例の蓄積を活かし、審議の迅速化を図ることにより、審議が終了していない件数は年々減少しているところです。 具体的には、令和6（2024）年度については、過年度からの取扱件数19件及び新規2件のうち、9件について取扱いを終了し、今年度についても、これまでと同様に効率的に処理を進めております。 今後とも、様々な工夫により、審議の迅速化を図ってまいりたいと考えています。	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06－6208－7611